

議事要旨(2) 工事契約専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、工事契約に関する会計基準及び同適用指針について、次回の委員会で議決予定である旨の報告がなされた。引き続き、豊田主任研究員より、前回からの議論を受けた修正点について説明がなされた。説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明が次のようにあった。

- ・ 適用時期の記載について、下期からなど、期の途中からは適用できないということが明確ではないとの意見があった。これに対し、本会計基準は適用を開始する事業年度の期首から適用するのであって、事業年度の途中からの適用は認められず、これが明らかとなるよう文案を修正する旨の説明が行われた。
- ・ 適用初年度の期首に存在する工事契約のすべてについて、一律に本会計基準を適用した場合、工事損失引当金が過去に発生していても当期に売上原価として処理するのかどうかという意見があった。これに対して、従来工事完成基準によっていた工事契約について、工事進行基準によることとなる場合、過去の進捗に見合う純損益は特別利益又は特別損失となるが、引当金は将来部分の損失の引き当てのため、売上原価となる旨の説明が行われた。

これらの意見を踏まえて、引き続き文案を検討することとされた。

以 上